

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 60 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 23 年 3 月 18 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 山 本 芳 久

### 第 1 監査の対象団体及び所管部署

財団法人 平戸市振興公社

対象とする公の施設

- ( 1 ) 平戸市平戸城（観光商工部観光物産振興課）
- ( 2 ) 文化センター（総務部企画課）
- ( 3 ) 平戸市総合運動公園「ライフカントリー」（教育委員会生涯学習課）
- ( 4 ) 平戸市市民プール「シーライフひらど」（教育委員会生涯学習課）
- ( 5 ) 平戸市切支丹資料館（観光商工部観光物産振興課）
- ( 6 ) 平戸市自然休養村センター（農林水産部農林課）

### 第 2 監査の期間

平成 23 年 2 月 8 日から平成 23 年 2 月 8 日まで

### 第 3 監査の概要

#### ( 1 ) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等（指定管理者）監査

#### ( 2 ) 監査の対象とした事項

対象団体 平成 21 年度事業のうち、平戸市から指定を受けた公の施設の管理事業に関する出納その他の事務の執行について

所管部署 平成 21 年度事業のうち、市が平戸市振興公社に指定を行った指定管理事業に係る指定管理者に対する財務事務について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関

係者から説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

( 1 ) 対象団体

施設は関係法令( 条例を含む )の定めるところにより適切に管理されているか。

協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。

公の施設に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

( 2 ) 所管部署

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。

事業報告書の点検は適切になされているか。

指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成 21 年度の団体の事務並びに当該団体に関する所管部署の事務のうち、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、所管部署にあっては、団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては、所管部署の指導に応じた適切な措置を講じられたい。その他の事務については適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

### 【指摘事項】

平戸市自然休養村センター

[平戸市振興公社]

一部業務委託を受けた個人が管理を行っているが、平戸市自然休養村センター条例施行規則第 2 条に規定されている利用許可申請書の提出がない利用が見受けられた。また、利用許可申請書はあるが、毎月集計している利用実績表に利用の記録がないものがあった。毎月、利用実績表は委託者の申し出により作成しているとのことであるが、利用許可申請書との照合を行い利用の把握を行うこと。

なお、同規則第5条に規定されている利用簿が作成されていないが、毎月の利用実績の基礎となる書類であるため、備え付け、条例どおり利用者に記入させること。

< 参考 > 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第6 むすび

今回の監査は、本市から平戸市振興公社が指定管理者の選定を受けて以来、初めての指定管理者に対する監査である。基本協定期間は平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間であり、その2年目に当たる平成21年度事業分の監査を所管部署と併せて実施した。

本公社管理6施設の決算状況から、料金収入の減収がうかがえるが、これは、景気後退の影響や施設改修に伴う利用休止等によるものに起因している。

昨年9月の本公社の合併も踏まえ、今後ともに各事業の積極的な推進を図り、利用者の利便性の向上に努めるとともに指定管理者制度の趣旨目的に沿った効率的かつ健全な管理運営を期待するものである。

なお、所管部署にあっては施設を指定管理者に委ねるだけに止まらず、適切な指導、助言を行うよう指導したい。